第１号様式（第６条関係）

学校給食申込書

年　　月　　日

（宛先）

　秦野市教育長

住　　所

保護者等　氏　　名

電話番号

児童・生徒との続柄

　学校給食の提供を次のとおり受けたいので、秦野市学校給食の実施に関する条例施行規則第６条第１項の規定により、申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 学校給食を受ける者の氏名（児童・生徒の氏名） |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 学校名等 | 秦野市立　　　　学校 |
| □新１年生 | □　　　年　　組　　番 |

（注意事項）

１　この申込書は、学校給食の提供を受ける者１名につき１枚ずつ記入してください。

２　児童・生徒への学校給食の提供期間は、特に申出がない限り、小学校入学から中学校

卒業（又は市外への転校）までとします。

３　食物アレルギー等のやむを得ない理由により、飲用の牛乳又は学校給食の全ての提供

を受けることができないときは、学校給食センターに相談してください。

４　市外転校、食物アレルギー等により学校給食を停止（又は再開）するときは、停止（又は再開）予定日の前日から起算して１４日前までに「学校給食停止（再開）届」を、学校又は学校給食センターに提出してください。

５　傷病等により７日以上（学校給食を実施しない日を含む。）連続して学校給食を受けることができないときは、欠食の予定日の前日から起算して４日前までに「学校給食欠食届」を、学校又は学校給食センターに提出してください。届出内容は、学校又は学校給食センターが受理した日の翌日から起算して４日目以後分から学校給食費に反映されます。届出が遅れると減額することができない場合があります。

６　学校給食費を滞納し、督促の送達を受けてもなお納付されない場合は、次のとおりと

します。

(1)　児童手当法第２１条に基づき、児童手当を現金支給に切り替え、支給された児童手

当から未納分の給食費を支払うことを承諾したものとみなします。

(2)　債権の管理に必要な範囲内において、本市の組織間で個人情報を調査し、及び共有

することを承諾したものとみなします。

(3)　民事訴訟法第３８３条に基づく支払督促の申立て等の法的措置をとることがありま

す。